

## 給付対象者の詳細

出願できる国籍や在留資格等については次の通りです。

1. 日本国籍の方。
2. 日本国籍以外の方は次の在留資格等を有する方。
  - 法定特別永住者
  - 永住者
  - 日本人の配偶者等
  - 永住者の配偶者等
  - 定住者

※在留資格は「出入国管理及び難民認定法」によるものです

「法定特別永住者」は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」によるものです。

「定住者」については、永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたものに限ります。

2の条件で出願される方は「在留カード（写し）」「特別永住者証明書（写し）」「住民票の写し（原本）」等、在留資格・在留期間が明記されているもの、いずれか1点を提出してください。